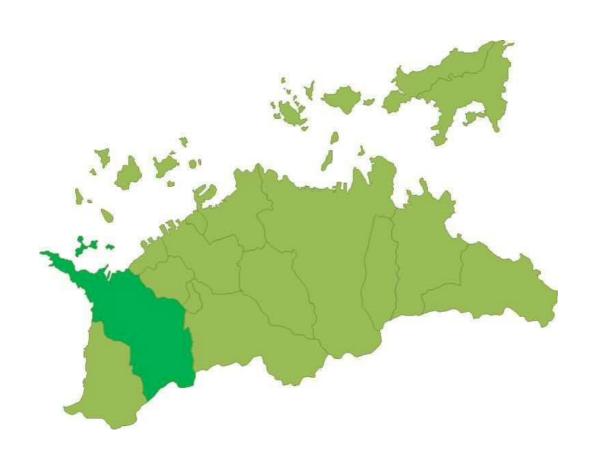
三豊市第2次総合計画・策定方針



平成 29 年 10 月 三豊市 政策部 田園都市推進課

目 次

| 1 | 「第2次総合計画」の趣旨 | P1 |
|---|--------------------|--------------|
| 2 | 計画の構成と計画期間 | ·····P1 |
| 3 | 策定にあたっての基本的な考え方 | P2 |
| 4 | 策定スケジュールについて | P3 |
| 5 | まちづくりに関する市民の意向調査につ | ⊃l1て ·····P4 |
| 6 | 本年度の審議会開催予定について | P5 |

1 「第2次総合計画」の趣旨

現在の「三豊市新総合計画」は、基本理念を「自主・自立」、将来像を「"豊かさ"をみんなで育む市民力都市・三豊」と定め、平成20年12月に策定しました。

計画の基本構想は、平成 21 年度から平成 30 年度までの計画期間となっており、取り組むべき施策の大綱を示し、主要事業を体系的に整理する計画として「基本計画」を策定し、計画を常に「最新」で「最善」のものとするため、取り組む具体的な施策を定めた「実施計画」を毎年度毎に定め、総合計画の進行監理を行っています。

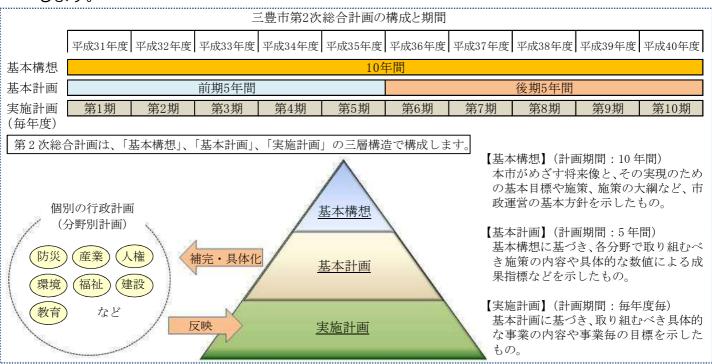
「基本構想」及び「後期基本計画」の計画期間が、平成31年3月末をもって終了することに伴い、本年度より「三豊市第2次総合計画」の策定に取り掛かります。

総合計画は、まちづくりの方向性を示す、行政運営の総合的な指針となる、最上位の行政計画です。

第2次総合計画を策定するにあたり、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を更に強め、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応するために市民と行政とが信頼関係を深め、夢と危機感を共有したうえで、責任と役割を分担しながら、「まちづくりの設計図」を描いていきます。

2 計画の構成と計画期間

第 2 次総合計画の計画期間は、基本構想が平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間を設定し、基本計画は平成 35 年度までの前期基本計画、平成 40 年度までの後期基本計画とし、前期基本計画の終了と合わせて見直しを行ったうえで、改めて後期基本計画を策定します。



3 策定にあたっての基本的な考え方

① 各分野の方向性や実施事業の「指針」であること

市がめざす将来像とその実現に向けた基本的な方針を示すことで、各分野の施策にベクトルを与え、戦略的かつ効率的な行政運営と特色あるまちづくりを目指します。

② 協働のまちづくりを推進する実効性のある「経営計画」であること

今後10年、限られた予算の中で何に特化して事業を進めていくべきかを明確にし、「何のために」、「誰が」、「どうやって」、「いつまでに」、「何を」実施するかを明確にし、実効性のある「経営計画」としての性格も持たせます。

③ 自治体経営の核となる「PDCAを確立する計画」であること

将来像の実現、施策・事業の着実な実行に向けた推進体制と取り組みに対する評価基準を示し、PDCAのマネジメントサイクルを確立させていく、自治体経営の核となる計画とします。

上記①~③の策定意義を十分に活かせる「総合計画」としていくことを基本とし、本市の特性を十分に踏まえ、第2次総合計画を策定します。

平成29年度では、「現総合計画の効果検証」を行い、「第2次総合計画に盛り込むべき市 民期待要素」を把握するため、市民アンケート等を実施し、その結果を踏まえ、「第2次基 本構想素案を作成し、その方向性を検討し、平成30年度は、その方向性に基づき、三豊市 第2次総合計画「基本構想」及び「前期基本計画」を策定します。

平成30年度で策定する「基本構想」及び「基本計画」については、三豊市議会基本条例 第9条の規定に基づき、三豊市議会へ上程いたします。

【三豊市議会基本条例】

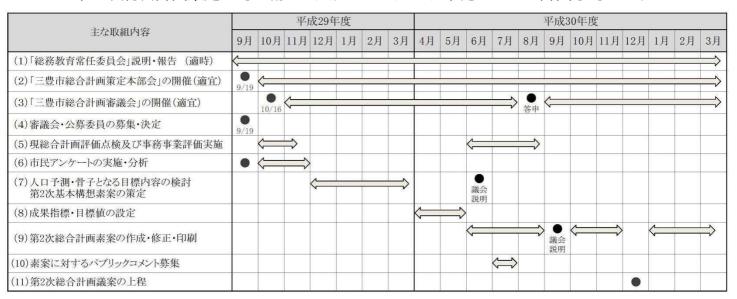
- 第9条 法第96条第2項^{*}の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の 決定に参画する観点と同じく、代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり 定める。
 - (1) 三豊市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更
 - (2) 三豊市都市計画マスタープランの策定又は変更
 - (3) 三豊市地域福祉計画の策定又は変更

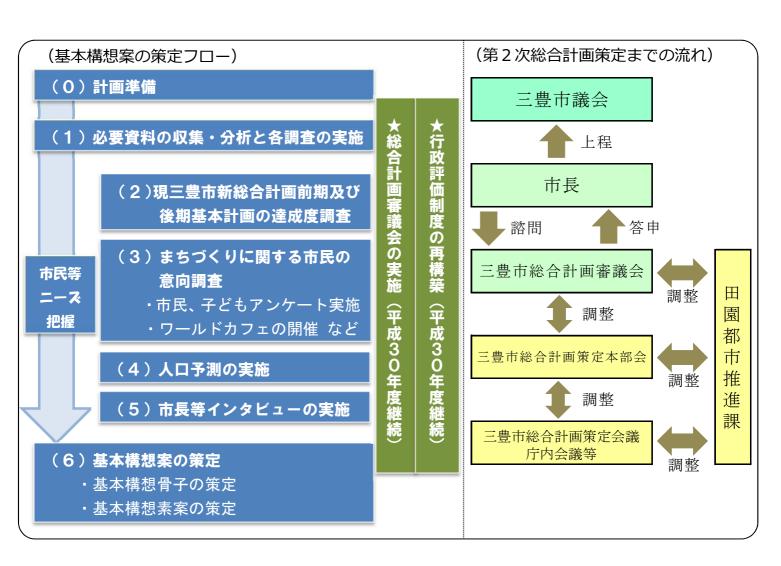
※地方自治法第96条第2項

(内容:条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。)

4 策定スケジュールについて

第2次総合計画策定までの流れ・スケジュールは、下記のように計画しています。





5 まちづくりに関する市民の意向調査について

策定フローに示す「(3)まちづくりに関する市民の意向調査」の実施事業については、 下記内容により実施を計画しています。

1. 市民、子どもアンケートの実施

①市民アンケート調査

市民参画の一環として、市民(2,500票・郵送法)を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎とし、集計後に「市民アンケート調査結果報告書」として報告します。

目的:経年比較を行うとともに、満足度調査(CS分析)の手法を取り入れ、施策の優先度を統計的に導き出し、施策体系の順番等に反映させます。

②子どもアンケート調査

市民参画の一環として、小学4・5年生及び中学生(各1,800票・学校にて配布・回収)を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎とし、集計後に「子どもアンケート調査結果報告書」として報告します。

目的:小・中学生が望むまちづくりのイメージを導き出します。

2. ワールドカフェの実施

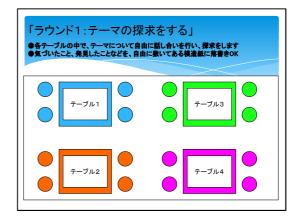
市民や市内の各種団体の代表者や構成員からワールドカフェを実施し、課題やニーズを引き出します。

目的:協働のまちづくりを進めている三豊市において、インフォーマルサービス(※制度に則らないサービス)や各種団体の活動は今後非常に重要な位置づけになることを踏まえて、"まちづくりに協力できること"を主テーマにおいた建設的な意見集約の場を構築。

【ワールドカフェ方式とは】

ワールドカフェとは、会議室で日々繰り返される機能的な会議よりも、「カフェ」で行うような、オープンで自由な会話を通してこそ、活き活きとした意見の交換や、新たな発想の誕生が期待できるという考え方に基づいた話し合いの手法です。





6 本年度の審議会開催予定について

本年度における審議会開催時期、策定フローに示す「(3)まちづくりに関する市民の意 向調査」の事業実施時期については、下記内容により計画しています。

| | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|--------------------|------|------|------|----|------|----|
| 審議会(開催目安) | | • | | • | | • | • |
| 主な事業スケジュール | | | | | | | |
| (1)必要資料の収集・分析と各調査の実施 | | | | | - | | |
| (2)現三豊市新総合計画前期及び後期基本計画 の達成度調査の実施 | - - - | | | | | | |
| (3) まちづくりに関する市民の意向調査 (アンケート、ワールドカフェの開催など) | | | | | | | |
| (4)人口予測の実施 | - - | | | | | | |
| (5)市長等インタビューの実施 | | | | 1 | - | | |
| (6)基本構想案の策定 | | | | | | | |